

水道・下水道についてのお知らせ

○水質検査計画および水質検査結果について

安心・安全な水道水を提供するために水質検査計画を策定し、毎月、水道水の水質検査を行っています。検査内容の詳細については、建設管理課管理グループの窓口および町ホームページで閲覧できるようになっています。

また、水道水の汚れを防止するために、水道管内の掃除や水道管の更新を計画的に行っています。その際には断水となることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

○水道・下水道の届け出などについて

水道・下水道について、次のようなときには必ず事前に届出をお願いします。

- ・水道・下水道の使用を始めようとするとき
- ・長期間使用しないとき
- ・水道・下水道の使用をやめるとき
- ・転居をするとき
- ・使用者が変わったとき（死亡などにより名義人が変わった場合も含む）
- ・用途（一般家庭用・官公署団体用・営業用など）が変わったとき
- ・給水装置・排水設備の新設や撤去などをするとき

○検針・料金徴収業務について

水道メーターおよび下水道・個別排水処理施設メーターの検針・料金徴収業務を委託しています。検針は毎月1日から8日の間に行いますのでご協力をお願いします。

委託を受けた方

幌延地区 梶浦 真理 さん
問寒別地区 和田 和子 さん

委託期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

○水道・下水道料金のお支払いについて

水道・下水道使用料金の払い忘れなどがあります。毎月お支払いいただく水道・下水道使用料は、支払い忘れの防止のためにも、便利な口座振替をご利用ください。金融機関（稚内信金幌延支店・幌延町農協・郵便局）で簡単に申し込みができます。

詳細につきましては、
下記までお問合せください。



お問い合わせ先:建設管理課 管理グループ(上・下水道係) 電話:5-1116 告知端末機:5-8816

犬の飼い主の方へ ~ご登録と予防注射などのお知らせ~

○愛犬の登録はお済ですか？

犬を飼われている方は、市町村で犬の登録をしなければなりません。

飼い始めたときに一度登録すると更新の必要はありませんが、次のようなときには届出が必要になります。

- ・住所を変更したとき（転出入、転居）
- ・飼い主が変わったとき
- ・飼い犬が死亡したとき



○狂犬病予防注射

犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが法律で義務付けられています。幌延町では、毎年5月に集合注射を実施していますが、受けられなかった場合は、かかりつけの動物病院で受けていただくか、住民生活課生活グループにお電話でお問い合わせください。

○4月1日(木)～9月30日(木)は野犬掃とう期間です

幌延町のほか、近隣4町(天塩町・中川町・豊富町・中頓別町)では、期間を定めて野犬掃とうを実施しています。

登録畜犬であっても、期間中係留されていない犬はすべて野犬とみなし、誤殺しても町は責任を負いませんので、必ず係留しましょう。

「ペットは家族の一員です。マナーを守り、正しく飼いましょう」

お問い合わせ先:住民生活課 生活グループ 電話:5-1112 告知端末機:5-8812

人権擁護委員をご存じですか

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々です。

人権擁護委員は無報酬ですが、現在、約14,000人の人権擁護委員が法務大臣から委嘱され、全国の市町村に配置されています。

幌延町にはこれまで2名の人権擁護委員が配置されておりましたが、令和3年4月から1名増員され、人権心配ごと相談所の開設や各種イベント会場、学校などでの人権思想啓発など、より一層積極的な人権擁護活動が期待されます。

幌延町の人権擁護委員は、次のの方々です。

稲垣 紘順 さん (下沼)
高木 由香 さん (問寒別)
佐藤 友子 さん (幌延市街)

